

宮城県行政庁舎エレベーター外扉廣告事業 申込募集要項 (令和8年4月～令和9年3月)

1 広告媒体等

(1)広告媒体

宮城県行政庁舎1階エレベーターの外扉（「別添 宮城県行政庁舎1F位置図」参照）

※ エレベーター外扉1箇所を1枠とし、広告枠の分割は不可

(2)広告の規格

エレベーター外扉のサイズ（縦2, 100mm・横1, 100mm）内

2 広告事業概要

(1)広告事業対象者

エレベーター外扉廣告の掲出を希望する広告主又は広告代理店（以下「広告主等」という。）

(2)広告の掲出期間

①令和8年2月27日（金）受付分まで

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

②上記①以降の受付分

県が指定する掲出日（申込月の翌々月開始日を想定）から令和9年3月31日（水）まで

※ 申込枠は令和8年度末までの掲出を原則とする。令和9年度以後も広告の掲出を希望する場合は、令和9年度の募集にて申請すること。

※ 広告掲出中、1か月前までに申し出があれば掲出を取り下げることができる。この場合、すでに納付された広告料の返還は行わない。

※ 広告の掲出日及び時間等は県に従うこと。

(3)広告料

①令和8年2月27日（金）受付分まで

325, 572円/年（税込）

（広告掲出料：275, 172円、行政財産使用料：50, 400円）

②上記①以降の受付分

27, 131円/月（税込）

（広告掲出料：22, 931円、行政財産使用料：4, 200円）

※ 広告のデザイン料、広告掲出の製作費や施工費（広告の掲出・撤去）等、広告掲出に係る費用の一切は広告主等の負担とし、かつ上記広告料には含まない。

(4)申込受付期間及び申込書類等

①受付期間

令和8年2月10日（火）から令和9年1月29日（金）まで

②申込書類等

3 提出書類等を参照

(5)広告掲出場所の決定

広告申込書において、事業者から掲出場所の希望を確認したうえで、県が決定する。

3 提出書類等

①宮城県行政庁舎エレベーター外扉廣告事業申込書

②行政財産使用許可申請書

③会社概要資料等（業務内容等が分かるもの）

④掲出予定の広告物

⑤法人の登記事項証明書又は定款の写し（個人の場合には住民票抄本）

⑥暴力団等に該当しない旨の誓約書

4 提出方法

次のいずれかの方法で掲出すること。

(1) 電子メール

3①から⑤については7に記載のメールアドレス宛て電子メールで、3⑥については、押印した原本を7に記載の申請先宛て郵送又は持参。

(2) 郵送又は持参

7に記載の申請先宛て3①から⑥を郵送又は持参

5 関連規程等

- (1)宮城県広告事業実施要綱
- (2)宮城県広告掲載基準
- (3)宮城県広告事業事務取扱要領

6 その他留意事項等

- (1)エレベーター外扉への広告掲出の施工方法については、外扉前面への貼付を想定しているが、開閉等により広告が剥がれないよう施工すること。また、外扉へのラッピングにより広告を掲出する場合に、エレベーター保守業者の立会が必要となる場合は、立会に係る費用は広告主等の負担となるので留意すること。
- (2)掲出した広告が剥がれ、エレベーターが停止した場合においては、県から広告主等へその損害賠償等を求めることがある。
- (3)広告掲出日は、申込月の翌々月開始日を想定しているが、広告内容の審査やエレベーターの稼働状況等により前後することがある。

7 申請先・問い合わせ等

宮城県総務部管財課調整班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL : 022-211-2351 (直通) FAX : 022-211-2298 E-mail : kanzaic@pref.miyagi.lg.jp

別添 宮城県行政庁舎 1F位置図

